

個人情報の第三者への提供について

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

しかし、被保険者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

当組合では、以下の事項につき包括的同意に該当するものいたしますので、同意されない場合には、書面にてお申し出ください。

- （１）高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）支給、付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかず事業主経由で行うこと。
- （２）出産育児一時金などの給付を事業主経由で支給すること。
- （３）医療費明細（診療を受けた人の氏名、診療年月、医療費、自己負担額、医療機関名等の受診通知）や資格情報のお知らせ等を世帯単位でまとめて行うこと。